



山形県公報

令和6年2月27日(火)

号 外 (2)

目 次

条 例

- 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …… 2
- 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (子ども成育支援課) …… 同
- 山形県公立学校情報機器整備基金条例…………… (教 育 局) …… 同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (財政課)
 - 1 題名を山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 基金の設置目的及び名称を変更することとした。(第1条関係)
- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (子ども成育支援課)
 - 1 基金の設置期間を令和7年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
 - 2 令和5年度に限り、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の一部に相当する額を返還するための経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。(附則第3項関係)
- ◇ 山形県公立学校情報機器整備基金条例 (県条例第3号) (教育局)
 - 1 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における情報機器の整備に係る事業を実施するため、山形県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
 - 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
 - 6 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

条 例

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第1号

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（令和3年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例

第1条中「措置」を「措置並びに物価の高騰」に、「山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金」を「山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第2号

山形県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心子ども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成28年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県公立学校情報機器整備基金条例

（設置）

第1条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における情報機器の整備に係る事業を実施するため、山形県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

令和6年2月27日印刷 発行所 山形県庁
令和6年2月27日発行 発行人 山形県